

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年12月3日提出

高山市長 國島 芳明

記

No.	項目	内容	
1	発生時期・場所	平成30年8月19日 午前11時頃 高山市朝日町青屋3500番地7先（市道青屋線）	
	事故の概要	道路横断溝のグレーチングが跳ね上がったことによる走行中の 車両破損事故	
	相手方	[REDACTED]	
	事故の種類	人身	物損（右後ろタイヤ）
	被害総額・市の過失割合	—	15,741円・100分の100
	賠償金	—	15,741円
	内訳	保険金	15,741円
		一般財源	0円
	専決年月日	平成30年11月2日 地方自治法第180条第1項	